

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第四十三号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則  
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

「なら歴史芸術文化村指定管理者選  
定審査会の委員

を

「なら歴史芸術文化  
定審査会の委員  
なら歴史芸術文化  
の委員

村指定管理者選

村コミッション

に、

「経営革新計画評価等委員会の委員

を

「経営革新計画  
研究開発支援  
委員

評価等委員会の委員  
補助金選定審査会の

に、

「農政推進会議の委員  
奈良らしい農業・農村のあり方検  
討委員会の委員

を

「農政推進

会議の委員

に、

「なら食と農の魅力創造国際大学校  
実践オーベルジュ棟指定管理者選  
定審査会の委員  
卸売市場審議会の委員

を

「なら  
実践  
定審

食と農の魅力創造国際大学校  
オーベルジュ棟指定管理者選

に、

「高畑町裁判所跡地事業者選定委員  
会の委員

を

査会の委員

高畑町裁判所跡地事業者選定委員  
会の委員

奈良公園魅力向上事業事業者選定  
委員会の委員

に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（

卸 定 実 な

ら食と農の魅力創造国際大学校  
実践オーベルジュ棟指定管理者選  
審査会の委員  
売市場審議会の委員

を  
なら食と農の魅力創造国際大学校  
実践オーベルジュ棟指定管理者選  
定審査会の委員

に改め

る部分に限る。）は、同年六月二十一日から施行する。